

令和8年度
河南二期農業水利事業

三郡幹線用水路（その1）工事

特 別 仕 様 書

東北農政局河南二期農業水利事業所

第1章 総則

河南二期農業水利事業三郡幹線用水路(その1)工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1 目的

本工事は、河南二期農業水利事業計画に基づき、三郡幹線用水路の改修を行うものである。

2 工事場所

宮城県石巻市和湊地内他

3 工事概要

本工事の概要は次のとおり

三郡工区	三郡幹線用水路	L=1,078.7m	測点 NO.0～NO.43+2.00
中埠工区	中埠分土工		

内訳

(1) 管水路工

1) 管体工

可とう管更新	1箇所
--------	-----

(2) 補修工

1) 止水バンド設置工

止水バンド設置工	42箇所
----------	------

2) 可とう継手更新

可とう継手撤去設置	2箇所
-----------	-----

3) 断面修復工

断面修復工	0.1m ²
-------	-------------------

4) 嵩上げ・増打ち工

嵩上げ工・底版増打ち工	1式
-------------	----

(3) 仮設工	1式
---------	----

4 工事数量

別紙－1「工事数量表」のとおりとする。

第3章 施工条件

1 工期

本工事は受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示し

た工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を設定できる。なお、受注者は契約を締結するまでの間に、別紙－２により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は発注者が本工事の積算上の工期としている 224 日よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙－２と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由等及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことが出来るが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和 9 年 3 月 10 日（工事完了期限日）まで

2 工程制限

本工事におけるサイホン内及び開水路内の作業は、非かんがい期の令和 8 年 9 月 1 日以降とする。ただし、圃場にヤード（仮置土及び車廻し）を整備する作業は令和 8 年 10 月 1 日以降とする。

3 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天、休日等 81 日を見込んでいる。

なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇（8 月 12 日～14 日）、年末年始休暇（12 月 29 日～1 月 3 日）を含んでいる。

4 施工しない時間帯

原則、平日の午後 5 時から午前 8 時まで。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

5 現場技術員

本工事は、共通仕様書第 1 編 1－1－11 に規定している現場技術員を配置する。

氏名等については、別に通知する。

第 4 章 現場条件

1 土質

本工事の施工場所の土質は、砂質土を想定している。

2 関連工事

本工事に関連する工事として次に示す工事を実施しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し、双方の工事工程に支障が生じないように調整しなければな

らない。

工事名	施工予定時期
矢本幹線用水路ゲート改修（その２）工事	令和８年８月～令和９年３月

３ 第三者に対する措置

（１）騒音、振動対策

- １）騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り工事の円滑な進捗に努めなければならない。
- ２）本工事の施工に当たっては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定に基づき指定された機械を使用しなければならない。
- ３）地域住民等から苦情があった場合は、内容をよく聞き取り、速やかに監督職員に報告するとともに、その対応等について協議するものとする。
- ４）工事区域内への進入公道については、工事車両は低速で走行するものとし、一般車両の交通を優先するなどの処置を受注者の責任のもと、資材搬入車両等も含めた全工事車両に対し周知し、交通安全に万全を期さなければならない。
- ５）三郡工区の鋼矢板打設工に伴う騒音・振動調査については、関係者と確認中のため計上していないが、確認の状況により変更追加する場合がある。

（２）交通対策

１）通行の優先

公共道路の使用に当たっては、地域住民及び一般車両の通行等を優先し、通行等に支障を及ぼさないよう受注者において路面清掃等の維持管理を行うとともに、事故防止に努めなければならない。

（３）保安対策

- １）本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。
- ２）交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導 警備員 B	編成	昼夜別	交代要員の有無
２号サイホン末端仮設道路	２名/日	２名	昼間	無

（４）防塵対策

防塵対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

なお、防塵対策が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。

（５）地下水対策

本工事の施工に伴い、地域住民から周辺井戸の水量、水質等に関する被害情報又は懸念する相談があった場合は監督職員に報告し指示を受けるものとする。

(6) その他

周辺構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

4 関係機関との調整

(1) 工事の実施に当たっては、共通仕様書第1編1-1-45に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

(2) 受注者は、道路使用許可が必要な場合は設備搬入ルート等の道路使用許可を申請し、関係機関と必要な調整を行わなければならない。

(3) 本用水路は施設管理者が施設の維持管理を行うために、用水路内で作業を行うことがあることから、水路内の滞水を下流へ排水する場合や、分土工、排泥工等から排水を行う場合は、監督職員及び施設管理者へ事前に連絡するものとする。

(4) 三郡工区の小型分土工の撤去については、関係者と協議中のため計上していないが、協議の状況により変更追加する場合がある。

5 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

(1) 架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書第1編1-1-37及び3-2-2に基づき必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により防護管設置が必要となった場合は、監督職員と協議し契約変更の対象とする。

第5章 指定仮設

1 工事用進入路及び工事用道路

(1) 工事用進入路は国道108号、大規模農道、9号道路、赤羽根笈入線、和湊道路を使用して施工箇所へ進入するものとする。

なお、工事用進入路の経路は図面のとおりである。

(2) 工事用道路図面に基づき、工事用道路を整備しなければならない。また、工事期間中の補修、維持管理及び工事完了後の撤去は、受注者の責任において実施しなければならない。

2 建設発生土受入地

(1) 建設発生土受入地

建設発生土受入地は図面に示す箇所とし、その名称、地先名、搬出予定量は次のとおりである。

名 称	地先名	搬出予定量	摘 要
広湊沼機場	石巻市広湊五工区南145-1	543m ³	

3 水替工

工事現場内における水替えの排水量は、次のとおり想定している。

区 分	排水区分	排水量（最大）	備 考
1号サイホン、 2号サイホン	作業時	0以上～7m ³ 未満/h	湧水
		120m ³ 以上～450m ³ 未満/h	残留水
中卒分水工	作業時	0以上～7m ³ 未満/h	湧水
		0以上～120m ³ 未満/h	残留水

4 土留工

図面にに基づき切梁式鋼矢板土留工を施工するものとする。打ち込みは、パイプロハンマ工で計画しているが、地質その他施工条件等により変更する場合は、監督職員と協議するものとする。

5 換気設備

管内作業を行う場合は、入管前から出管まで継続して送風するものとし、送風機（風量120m³/min、風圧0.4kPa）で換気するものとする。なお、管路内に入る前に酸素濃度等を確認するなど関係諸法令に基づき安全に留意し作業するものとする。

6 土のう工

補修作業時は水路内作業箇所の上流に締切用の土のう、土木シートを設置し、上流側の湧水等を排水ポンプで下流側に排水する計画としている。

なお、土のう、土木シートは転用して使用するものとする。

また、湧水量、漏水量その他施工条件等により、土のう工、排水方法等の変更が必要な場合は監督職員と協議するものとする。

7 除雪工

除雪は降雪深が10cmに達した場合に行うものとし、実施後においては、速やかに監督職員に除雪の実施状況（積雪深、除雪範囲、除雪方法等）を報告するものとする。

なお、除雪工の費用は計上していないため、除雪工が必要になった場合は協議を行い、実績により変更追加する。

第6章 工事用地等

1 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地は、図面に示すとおりである。

2 工事用地等の使用及び返還

（1）工事用地等の使用に当たっては、別紙－3「国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。

- (2) 発注者が確保している工事用地については、工事施工に先立ち、用地確認するとともに現況の用地境界を測定し、監督職員に提出し、監督職員立会いの上、用地境界、使用条件等の確認及び地権者への確認を行わなければならない。
- (3) 地権者及び地域住民と折衝する場合は、予め監督職員と打合せを行い、紛争等が生じないように十分注意するものとする。
- (4) 工事施工上必要な用地の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者に通知しなければならない。また、発注者が地権者に返還する際には立ち会わなければならない。
- (5) 発注者が確保している工事用地等以外の用地が、受注者の都合により必要となった場合は、一切を受注者の責任により処理するものとするが、借地する場合及び返還する場合は、発注者に報告するものとする。
- (6) 本工事で支障となる用地境界杭（コンクリート杭を除くプラスチック杭または木杭）は受注者の責任により工事完了までに元の座標の位置に復旧しなければならない。

第7章 貸与する資料等

1 貸与する資料

本工事の設計・施工において関連する次の資料は貸与する。

- (1) 資 料 名
 - 令和3年度 河南二期農業水利事業 矢本幹線用水路実施設計（その2）業務報告書
 - 令和7年度 河南二期農業水利事業 三郡幹線用水路実施設計業務報告書
- (2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで
- (3) 返納場所 東北農政局 河南二期農業水利事業所
- (4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

第8章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第9章 工事用材料

1 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりであるが、これにより難しい場合は同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

なお、JIS規格品については、産業標準化法（平成30年5月30日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証工場）での製造品とする。

(1) 断面修復材（無機系繊維入り）

断面修復工で使用する材料は、下表の品質規格を満足する断面修復材（無機系繊維入り）又は同等品以上を使用するものとする。

試験方法等		規格値
中性化 促進試験	JIS A 1153 促進期間 4 週間	中性化深さ 5 mm以下 (中性化速度係数 18 mm/√年以下)
付着強度試験	JSCE-K 561 水中条件における養生条件：供試体作成後、温度 20 ±2℃、相対湿度 60±10%で 7 日間気中養生後、脱型して水中養生を行う。 乾湿・温冷繰り返し回数 10 サイクル	各試験条件における付着強度
		標準条件 1. 5N/mm ² 以上
		多湿条件 1. 5N/mm ² 以上
		低温条件 1. 5N/mm ² 以上
		水中条件 1. 0N/mm ² 以上
		乾湿繰返し条件 1. 0N/mm ² 以上
付着強度試験	JSCE-K 561 温冷繰返し条件	1. 0N/mm ² 以上
圧縮強度試験	JSCE-K 561 (28 日養生)	21. 0N/mm ² 以上
長さ変化率 試験	JIS A 1129 試験体作成時及び脱型後の養生条件：温度 23±2℃、湿度 50±5%	2日間養生後に脱型した長さを基長とし、材齢28日の長さ変化率が0.05%以下
摩耗深さ	表面被覆材の水砂噴流摩耗試験(案) (材齢28日、10時間経過後)	標準供試に対する平均摩耗深さの比が無機系：1. 5 以下、HPFRCC：2. 5 以下
凍結融解試験	JIS A 1148 (A法) 試験条件:凍結融解300サイクル	相対動弾性係数 85%以上

(2) コンクリート

コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメント比 W/C (%)	セメントの種類による 記号	使用目的
鉄筋コンクリート	21	12	25	55 以下	BB	2 号サイの吐出口復旧、中坪分水工嵩上げ、中坪分水工底版増打

(3) 止水バンド

1) 仕様

φ 1800 用、300 型

φ 1800 用、390 型、隙間養生部材 (SUS) φ 1800 を含む

(4) 可とう管

1) 仕様

φ 1800×1980 200 mm偏心

(5) 後づけ式ゴム製伸縮可とう継手

1) 仕様

□2000B×2000H 矩形一体製品

(6) 鋼矢板

本工事(仮設は除く)において使用する鋼矢板は、原則として SYW295 若しくは、SYW390 を用いるものとする。

2 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書・見本・カタログ等を監督職員に提出し承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材料名	提出物	備考
断面修復材（無機系）	カタログ・配合報告書、試験成績書	
後付け式ゴム製伸縮可とう継手	カタログ・試験成績書	
可とう管	カタログ・試験成績書	
止水バンド	カタログ・試験成績書	

3 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査を受けなければならない。

なお、その他材料については、受注者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。

材 料 名	検査項目	備 考
断面修復材（無機系）	外観・数量	現場搬入時
	空袋数量	施工完了後
後付け式ゴム製伸縮可とう継手	外観、形状、寸法	現場搬入時
可とう管	外観、形状、寸法	現場搬入時
止水バンド	外観、形状、寸法	現場搬入時

4 工事に使用する土砂について

受注者は、工事で使用する土砂を現場に搬入する前に、土砂が採取された箇所の土砂採取に係る関係法令の許認可書の写しを監督職員に提出しなければならない。(採石法第33条による採取計画認可書、砂利採取法第16条による採取計画認可書、森林法第10条の2による林地開発許可書)

第10章 施工

1 一般事項

(1) 基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

2 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分
無筋コンクリート殻	(株) サンクリーン 工業	石巻市北境字構 堀 1-1	8:00～17:00	再生資源化 施設業者
廃プラスチック	(株) 木村土建 エコランドキムラ	東松島市大塩字 五台 23-2	8:00～17:00	再生資源化 施設業者

3 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

4 構造物撤去工

工事施工上支障となる既設構造物は、事前に撤去対象物を検測し、撤去数量を監督職員に報告のうえ撤去するものとする。

5 補修工

(1) 準備工

- 1) 水路内の底版上に堆積している汚泥やゴミ等をスコップ等により除去し、適切に処分するものとする。なお、処分費用については、実績による変更を行うため、数量等を監督職員に提出するものとする。

(2) 補修範囲の状況確認

発注者が示す補修範囲位置図を基に、各補修箇所の劣化状況を確認する。補修範囲位置図に記載のない、ひび割れ、侵入水、剥落等の劣化が確認された場合には、補修範囲位置図に追補するとともに写真及びスケッチ等で劣化状況を記録するものとする。

この取りまとめに、専門技術者の調査等を必要とする場合及び補修範囲の精査については、別途協議するものとする。

(3) 断面修復工（左官工法）

- 1) はつりにあたっては、構造物の耐力に影響を与えないよう行うものとするが、これにより難しい場合には監督職員と協議するものとする。
- 2) はつり等により鉄筋の露出が確認された場合は、必要に応じ錆の除去方法及び防錆材の塗布等について監督職員と協議するものとする。
- 3) プライマーは、塗り残しが無いように隅角部まで入念に塗布するものとする。なお、プライマーを塗布せずに付着強度を確保する場合は、この限りではない。
- 4) 断面修復材（ポリマーセメントモルタル）は左官コテにより平坦に仕上げるものとする。修復厚が 30mm 以上ある場合は、1 層を 30mm 以内とし複数層に分けて施工するものとする。
- 5) 日平均気温が 4℃以下になることが予想される場合は、材料、配合、断面修復作業等において、温度管理及び養生を行い、材料の凍結や初期凍害を防止しなければならない。養生工を計上していないことから必要になった場合は監督職員と協議するものとする。

6) 被覆材の材料使用量確認について

被覆材の材料使用量については、設計量×（1+K）で計上している。K は補正係数 0.11 とし、補正係数には施工時の飛散、練り混ぜ機器等に残るものが含まれているが、下地処理後の凹凸を解消する材料使用量は含まれていない。そのため、使用した材料の空袋については、施工完了後に監督職員の確認を受けるものとする。

なお、空袋実績が上記の材料使用量によりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

(4) 後づけ式ゴム製伸縮可とう継手

1) 可とう継手部の前処理

既設目地部の段ずれ箇所は、断面修復工で整形する。

2) アンカー工

躯体目地を芯として、継手アンカーのとおり芯及び伸縮部材取付の幅を墨出しする。この墨出し後に寸法確認を行い、墨に合わせて、ケミカルアンカー用の穿孔を行う。このとき、穿孔深さをテープ等で目印を付けるなどして正確に管理する。マ

ーキング後再度寸法を確認することとする。

穿孔完了後に孔内の切粉をブロアブラシ、掃除機で孔内清掃することとする。

ボルト埋め込みは、ケミカルボルトに回転、打撃を与え、カプセルを攪拌して規定の深さまで埋め込み、ボルトの先端が孔底に達したら、機械を停止して過攪拌にならないように取り外し、ボルトの出代を確認することとする。

なお、アンカー廻りに大きな欠けや割れ等があり、止水効果に影響がある場合には補修を行うこととする。

3) 伸縮部材取付工

止水材貼り付けは、伸縮部材用幅墨の内側にゴム系ボンドを塗布し、止水材を全周張付けることとし、躯体面からの水で湿潤している場合には、伸縮目地部材側に貼付けする。

伸縮部材取付は、伸縮部材に補強布、押さえ板、押さえ金具の順に取付を行い、ワッシャーナットを取付後に締め付けを行い、補強布の端を押さえ板の横に出して左右のバランスを見ながら締め付けることとする。

(5) 止水バンド

止水バンド設置工の施工にあつては、平成29年4月農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画室「農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル(パイプライン編)(案)」参考資料①止水バンド工法を参考とする他、留意事項は以下による。

1) 入管位置

入管位置は2号サイホン吐出口とする。

2) 設計条件及び材質

管継手復旧工の設計条件は以下のとおりとする。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。

【設計条件】

2号サイホン内(φ1800)で、管の目地開きが著しい箇所に止水バンドを設置し、継ぎ目の漏水を防ぐ。

止水バンドは300型及び390型の2種類を目地開き幅に応じて使い分ける。

目地開き幅が70mm未満の場合は、300型を使用する。

目地開き幅が70mm以上の場合は、390型を使用する。

3) 事前処理

施工に先立ち水密性を確保するため設置箇所をブラシ等により清掃を行い、施工の支障となる雑物を除去し、平滑面を確保するとともに、既設管の性状や侵入水の状況等、既設管内面やジョイント部分の性状を調査し、その結果を監督職員に報告するものとする。

なお、雑物の除去及び侵入水の処理等が必要になった場合は監督職員と協議するものとする。

管継手復旧材等の設置に当たっては、管継手に対して均等に設置されるように事前に設けたマーキングに沿い施工するものとする。

4) 施工時の管理

設置作業においては、その取扱いに熟練した作業員を配置するとともに、以下の点に留意して施工しなければならない。

- ①材料、施工装置の搬入出及び管内の移動については、既設管にキズや損傷を与えないように注意するものとする。
- ②拡径は、均等に行うものとする。

6 土工

(1) 床掘及び掘削

- 1) 掘削土は、一時仮置きした後、埋戻及び盛土に流用する計画であるが、流用可能かを判断するための土質試験及び転圧試験を行い、その結果を監督職員に報告しなければならない。

なお、埋戻及び盛土材として流用出来ないと判断された場合は、監督職員と協議するものとする。

- 2) 埋戻及び盛土に流用するため、雑物混入及び流亡等がないよう、適正に管理しなければならない。
- 3) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。
- 4) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生、又はその恐れが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。
- 5) 過堀りとなった場合は、良質土で埋戻し、入念に転圧しなければならない。

(2) 埋戻及び盛土

1) 管水路の締固め方法

- ① 管頂上30cmまでの埋戻は、管体基礎同等材料で一層の仕上り厚さが30cm程度となるよう管の左右均等にまき出し、管に損傷を与えないようコンパクタ・ランマ等の締固め機械により締固め度90%以上となるよう締固めなければならない。
- ② 管頂上60cmまでの埋戻は、一層の仕上り厚さが30cm程度になるように管の左右均等にまき出し、管に損傷を与えないよう1.1t以下の締固め機械により締固めなければならない。
- ③ 管頂以上60cm以上の埋戻は、一層の仕上がり厚さが30cm程度となるよう均等にまき出し、締固めなければならない。
- ④ 転圧回数については、事前に試験施工を行い、結果を監督職員に報告するものとする。

2) 構造物等の締固め方法

- ① 埋戻及び盛土は、一層の仕上がり厚さが30cm程度となるよう均等にまき出し、締固めなければならない。また、水路本体に偏圧がかからないように、構造物より50cmまでの範囲については、振動コンパクタ等により十分に締固めなければならない。
- ② 転圧回数については、事前に試験施工を行い、結果を監督職員に報告するものとする。

7 基礎工

(1) 管体基礎

可とう管の基床部の締固めは、一層の仕上がり厚さが30cm程度になるようにまき出し、締固め度90%以上となるよう締固めなければならない。

また、既設利用のPC管の基床部の締固めはコンパクタ・ランマ等により行うこととするが、これらによる締固めが不可能な箇所は突き棒等により入念に施工しなければならない。

8 管撤去据付け工

(1) 施工前事前確認

水替え後速やかに管内部から既設可とう管の寸法計測を実施し、監督職員に報告のうえ製作するものとする。

(2) 管撤去

管切断後、既設可とう管のヒューム管受口(付け根部)の切断面はディスクグラインダー等により平滑に仕上げるものとし、切断部は全周ウエス等により清掃し受口充填時の異物混入を防止するものとする。

(3) 管据付

- 1) 新設可とう管を吊りおろし、据付け個所に移動する際は、管体(塗装面、可とうゴム)を損傷しないよう養生し、慎重に取り扱うものとする。
- 2) 新設可とう管据付時は、受口合わせ面に隙間が生じないように内面より確認し、芯ずれ等の調整にはくさび等を用い隙間調整するものとする。
- 3) 無収縮モルタル充填時は、管口より漏れが生じないように小口止め対策を施し注入口より充填、受口に振動を与えながら注入していきエア抜きよりグラウト材が溢れたのち注入口まで充填された状況を確認するものとする。
- 4) 無収縮グラウト材の硬化時間を確認し、充填後はシート等で養生をおこない十分に乾燥させるものとする。

9 耕地復旧工

工事施工上必要な用地(水田)の原形復旧は、敷鉄板、盛土及び土木シート撤去後に耕起を行い、均平に仕上げなければならない。

第11章 施工管理

1 主任技術者等の資格

主任技術者または監理技術者の資格は、入札説明書による。

2 施工管理

この工事の施工管理は、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」によるものとする。

なお、上記に記載されていない事項及び細部については、監督職員と協議するものとする。

(1) 工事現場等における遠隔確認について

- 1) 本工事は、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。
- 2) 遠隔確認の活用は、「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」（URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-220.pdf>」）によるものとする。
- 3) 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。
- 4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

(2) 有害物質調査について

下表の対象位置について有害物質を調査のうえ、調査結果を監督職員に報告することとし、調査箇所については、事前に監督職員と協議するものとする。

また、有害物質が検出された場合は処理方法等について監督職員と協議するものとする。

対象位置	調査内容
2号サイホン	鉛、六価クロム、PCB

(3) 有価物の集積場所

- 1) 本工事で発生した撤去材（有価材）は別途売払いする計画であることから、発生した重量を計測し、監督職員に発生材報告書を提出するものとする。集積場所は次のとおりであるが、具体的な集積場所は監督職員と協議するものとする。

〔集積場所〕大曲排水機場敷地内（宮城県東松島市大曲字道下地内）

- 2) 撤去材（有価材）は、本工事及び施設の維持管理の支障とならない位置に整然と集積するものとするが、受入能力が不足した場合は、監督職員と協議しなければならない。

3 工事写真における黑板情報の電子化について

黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（1）から（4）によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL(https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第12章 条件変更の補足説明

本工事の施工にあたり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 関連工事との調整に係るもの
- (2) 第三者との協議により変更が生じた場合
- (3) 他機関との協議事項に係るもの
- (4) 土質及び地質が異なった場合
- (5) 転石が出現した場合
- (6) 排水量(湧水量)が想定量と大きく異なった場合
- (7) 地下埋設物(埋蔵文化財を含む)が出現した場合
- (8) 撤去数量の変更、及び新たに撤去物が生じた場合
- (9) 建設発生土受入先との協議により変更が生じた場合
- (10) 土質状況等により、構造及び工法変更が必要となった場合
- (11) 材料の規格、数量に変更が生じた場合

- (12) 監督職員が設計変更に必要な調査、測量、設計、図面作成及び、歩掛調査等を指示した場合
- (13) 現場条件により水替工の変更が必要となった場合
- (14) 工事用電力は発動発電機を考えているが、商用電力に変更する場合
- (15) 現場条件等により、仮設工の変更、追加が必要となった場合
- (16) パイプライン内におけるケレン、防錆塗装を追加する場合
- (17) 振動調査、騒音調査及び地下水観測を追加する場合
- (18) タラップ、フェンス等の更新、設置を追加する場合
- (19) 現地確認の結果、補修工の追加及び変更が必要になった場合
- (20) その他本仕様書に定めないもの

第 13 章 その他

1 契約後 VE 提案

(1) 定 義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

- 1) VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。
 - ①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - ②工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ③競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE 提案書の提出

- 1) 受注者は、(2)の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書（共通仕様書様式 6－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ①設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由
 - ②VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ③VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - ④発注者が別途発注する関連工事との関係
 - ⑤工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項
 - ⑥その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する

日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書 様式 6－5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

2) また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

3) VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

5) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

6) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下、「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。

7) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記 6）の VE 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2 電子納品

(1) 工事完成図書を土木工事等共通仕様書第 1 章 1-1-40 に基づき作成し、次のものを提出

しなければならない。

- ・ 工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R又はBD-R） 正副 2 部

3 主任技術者等の専任期間

- (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- (2) 契約締結日の翌日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

4 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう河南二期農業水利事業所長、技術次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに河南二期農業水利事業所長、技術次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに河南二期農業水利事業所長、技術次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含め

た技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）、関係課職員、河南二期農業水利事業所長、技術次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

（５）建設コンサルタントの出席

上記（１）、（２）、（３）及び（４）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。

（６）工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書工事関係書類様式（様式-42））を記録し、相互に確認するものとする。

５ 熱中症対策に資する現場管理費の補正

（１）本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

（２）用語の具体的な内容は次のとおりである。

１）真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

２）工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

３）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日（※１）} \div \text{工期}$$

（３）受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

（４）気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが 25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づいた気象観測方法より得られた計測結果を用いることも可とする。

（５）受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

（６）発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする

$$\text{補正値（％）} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※２}$$

※ 2 補正係数：1.2

(※ 1) 契約変更時は「基準日から工期末までの真夏日」に置き換える。

6 快適トイレの試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ア 洋式（洋風）便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鏡と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

（３）快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

7 現場環境改善費

（１）現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから１内容以上選択し合計４つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議するものとする。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

（２）以下の表に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①昇降設備の充実 ②環境負荷の低減 ③ＩＣＴ設備の充実 ④作業負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） ④衛生設備・厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設の充実 ②盗難防止対策 ③健康関連施設の充実 ④野生生物・害虫対策等
地域連携	①広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR 看板等） ②見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） ③社会貢献・地域対策費等（農家との調整、地域行事等の経費含む） ④現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

（３）現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用は、当初は計上していない。受注者は熱中症又は防寒対策として必要な施設について、事前に種類及び規模・規格並びに設置期間等について監督職員と協議することとし、必要性が確認された内容について設計変更の対象とする。なお、設計変更時においては、リース品の場合は見積書等、購入品の場合は設置期間分の減価償却費を算定した資料等を提出するものとする。

（４）受注者は、工事完成時に現場環境改善費及び熱中症対策・防寒対策の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

8 週休2日による履行実績取組証明書の発行

- (1) 本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。
- (2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでのいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

- ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
 - ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

受注者は、工事完成までに監督職員へ取組実績を報告する。報告は、現場閉所実績が記載された日報、工程表等により行うものとする。
 - (4) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

9 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。

- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、(4) の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

10 施工箇所が点在する工事の適用

- (1) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、「三郡工区、中埴工区（以下、工事箇所という）」ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。
- (2) 本工事における共通仮設費の金額は、工事箇所ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域による補正等）については、工事箇所ごとに設定する。一般管理費等については、工事箇所ごとではなく、通常の積算方法により算出する。

11 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。
- (6) 1日未満積算基準「3判定法（3）判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う箇所は、上記10（1）の三郡工区、中埴工区の箇所とする。

12 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
- 運搬費：建設機械の運搬費
準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

13 CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

14 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について契約変更することとする。

資 材 名	規格	調達地域
仮設材（敷鉄板）	厚22mm	仙台市
仮設材（鋼矢板）	IV型、11.5m	仙台市

15 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

- (1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。
- (2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評価別紙 7 に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大 7.5 点を加点評価する。ただし、工事成績評価の合計は 100 点を超えないものとする。

〔事業（務）所長〕

【被災農林漁家の就労機会の確保】

- ☐ 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨注 1 の被災地域における被災農林漁家を雇用した。
- ☐ 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨注 1 の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。
- ☐ 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。

16 書類限定検査の実施について

(1) 書類限定検査の実施

検査職員による検査について、下記の 9 書類に検査時の資料を限定し資料検査を行うものとする。

なお、これによりがたい場合は、事前に追加書類を受注者に通知する。

①施工計画書	④打合簿（承諾）	⑦品質管理図表
②施工体制台帳（下請けとの関係及び下請引取検査書類を含む。）	⑤打合簿（提出）	⑧工事材料品質証明書
③打合簿（協議）	⑥出来形管理図表	⑨工事写真

- (2) 書類限定検査に係る実施状況や改善点等を把握するためのアンケートを実施する場合には協力するものとする。

17 部分払いについて

本工事において、中間前金払いに代わり、既済部分払いを選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払いや、設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別紙ー 4 「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

第 14 章 定めなき事項

- 1 この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

【三郡工区】

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 土工				
(1)作業土工				
床掘		式	1.000	
土砂小運搬		m3	79.000	
(2)盛土工				
土砂小運搬		m3	79.000	
埋戻	構造物より50cm程度まで (既設PC管)	式	1.000	
埋戻	管頂60cmまで(既設PC管)	式	1.000	
埋戻	管頂60cm以上(既設PC管)	式	1.000	
埋戻	管頂30cmまで(可とう管)	式	1.000	
埋戻	管頂60cmまで(可とう管)	式	1.000	
埋戻	管頂60cm以上(可とう管)	式	1.000	
2. 構造物撤去工				
(1)構造物取壊し工				
コンクリート構造物取壊し	なし	m3	3.100	
殻運搬・処理(産業廃棄物処分費)		m3	3.100	
コンクリートカッター工		m	2.000	
はつり工	壁、 $t \leq 3\text{cm}$	m ²	0.130	
鉄くず		式	1.000	
3. 管体基礎工				
(1)砂基礎工				
砂基礎	その他購入土	m3	3.300	
砂基礎	その他購入土	m3	13.000	
購入土	山砂	m3	3.300	
購入土	山砂	m3	13.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
4. 管体工				
(1)可とう管更新	2号サイホン末端			
可とう管撤去工	φ1800	個	1.000	
鉄筋工	2号サイホン末端吐出水槽	ton	0.046	
型枠	2号サイホン末端吐出水槽	式	1.000	
コンクリート打設工	21-12-25 (20) (高炉B) W/C55%	m3	3.200	
可とう管設置工	φ1800	個	1.000	
無収縮モルタル注入工		孔	1.000	
有価物運搬	可とう管	式	1.000	
5. 補修工				
(1)止水バンド設置工	2号サイホン内			
止水バンド設置工	φ1800、300型	個	35.000	
止水バンド設置工	φ1800、390型	個	7.000	
資材小運搬	φ1800パイプライン内、 進入口から100mまで	基	14.000	
資材小運搬	φ1800パイプライン内、 進入口から200mまで	基	2.000	
資材小運搬	φ1800パイプライン内、 進入口から300mまで	基	1.000	
資材小運搬	φ1800パイプライン内、 進入口から400mまで	基	4.000	
資材小運搬	φ1800パイプライン内、 進入口から500mまで	基	2.000	
資材小運搬	φ1800パイプライン内、 進入口から600mまで	基	5.000	
資材小運搬	φ1800パイプライン内、 進入口から700mまで	基	5.000	
資材小運搬	φ1800パイプライン内、 進入口から800mまで	基	3.000	
資材小運搬	φ1800パイプライン内、 進入口から940mまで	基	6.000	
(2)可とう継手更新	1号サイホン			
可とう継手撤去工	□2000B×2000H 矩形一 体型製品	基	2.000	
可とう継手設置工	□2000B×2000H 矩形一 体型製品	基	2.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(3)断面修復工	1号サイホン内			
断面修復工	t=3 cm	m ²	0.100	
(4)タラップ更新	和渕分水工内			
タラップ撤去工		個	7.000	
タラップ設置工	W=400	個	9.000	
6. 仮設工				
(1)矢板打設工	2号サイホン末端			
矢板打設工	IV型、L=11.5m	枚	30.000	
矢板引抜き工	IV型、L=11.5m	枚	30.000	
腹起し切梁設置撤去工	H形鋼：H300	ton	1.500	
(2)仮設道路	2号サイホン末端			
盛土	2号サイホン末端改修進入用仮設道路	m ³	543.000	
購入土	山砂	m ³	543.000	
土木シート		m ²	1,132.100	
盛土撤去		m ³	504.300	
現場発生土搬出	2号サイホン末端	m ³	543.300	
敷鉄板敷設		m ²	437.000	
(3)仮設工	2号サイホン末端改修仮設工			
足場工	鋼製足場（単管足場）	式	1.000	
(4)耕地復旧工	2号サイホン末端改修借地部			
耕地復旧		m ²	1,132.100	
(5)サイホン内仮設工	1号サイホン、2号サイホン			
水替え工	作業時排水（残留水）	箇所	1.000	
水替え工	作業時排水（湧水）	箇所	1.000	
土のう工	大型土のう	袋	15.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
土のう工	小型土のう	m ³	0.500	
土木シート設置撤去工		m ²	12.000	
足場工	鋼製足場（単管足場）	式	1.000	
換気管布設・撤去	布設～損料～撤去 ビニル 風管（厚さ0.4mm、φ300 mm）	m	119.000	
換気装置運転	軸流ファン（風量50m ³ /min） 遠心ファン（風量115m ³ /min）	日	20.000	
照明設備設置撤去	照明設備 1箇所/4m、1 号サイホン内	式	1.000	
（6）産業廃棄物処理費				
土木シート産業廃棄物処理		m ³	3.400	
廃プラスチック運搬費		式	1.000	
7. その他				
（1）運搬費				
共通仮設（積上げ）				
運搬費				
仮設材輸送	敷鉄板	ton	75.200	
仮設材輸送	鋼矢板、切梁・腹起し	ton	27.200	
（2）安全費				
共通仮設（積上げ）				
安全費				
安全管理員	交通誘導警備員B	人	6.000	
一括計上価格				
1. 有害物調査				
（1）有害物調査				
含有量試験（溶出試験）	鉛	検体	1.000	
含有量試験（溶出試験）	六価クロム	検体	1.000	
含有量試験（溶出試験）	PCB	検体	1.000	

【中埤工区】

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 構造物撤去工				
(1) 構造物取壊し工				
はつり工	嵩上、増打部分接合箇所、 $t \leq 3\text{cm}$	m ²	4.400	
2. 高圧洗浄工				
(1) 高圧洗浄工				
高圧洗浄工	14.7MPa	m ²	20.000	
3. 嵩上げ・増打ち工	中埤分土工			
(1) 嵩上げ工	中埤分土工			
型枠		式	1.000	
削孔工		式	1.000	
鉄筋工		ton	0.140	
ケミカルアンカー工		個	60.000	
コンクリート打設工		m ³	1.500	
(2) 底版増打ち工	中埤分土工			
型枠		式	1.000	
削孔工		式	1.000	
鉄筋工		ton	0.140	
ケミカルアンカー工		個	76.000	
コンクリート打設工		m ³	0.900	
(3) 付帯設備工				
タラップ撤去工		個	21.000	
タラップ設置工		個	28.000	
リアガード設置工		箇所	1.000	
ハンドレール設置工		個	1.000	
4. 仮設工				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(1)水替え工				
水替え工	作業時（残留水）	箇所	1.000	
水替え工	作業時（湧水）	箇所	1.000	
(2)土のう工				
土のう工	小型土のう	m ³	0.500	
土木シート設置撤去		m ²	12.000	
(3)足場工				
足場工		式	1.000	
(4)グレーチング撤去復旧工				
グレーチング撤去工		枚	7.000	
グレーチング設置工		枚	7.000	
(5)産業廃棄物処分費				
廃プラスチック処分費		m ³	0.036	
廃プラスチック運搬費		式	1.000	
5. その他				

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官

池田 一行 様

住所

商号又は名称

氏名

印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工事名	三郡幹線用水路（その１）工事
工事場所	宮城県石巻市和湊地内他
契約予定年月日	令和 年 月 日
工事の始期	令和 年 月 日
工期	工事の始期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

1. この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
2. この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権限を得た土地をいう。
 - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
3. 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- (1) 仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。

ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- (2) 仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- (3) 仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- (4) 仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- (5) 仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難い場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。

また、農地の場合にあっては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。

- ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。

(6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
- ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
- ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。

(7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

出来高部分払方式実施要領

1 目的

部分払における出来高部分払方式（以下「本方式」という。）は、受発注者が相互にコスト意識を持ち、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すものである。

2 対象工事

建設工事等契約事務取扱要領標準例（平成12年11月15日付け12経第1772号大臣官房経理課長通知）別表１（第３条関係）に規定する建設工事契約に係る業種別区分表１、13、14、17及び24に属する工事のうち部局長が認めるもので工期が180日を超えるものに係るものとする。

3 設計・積算

設計及び積算は、従来どおり実施するものとする。

4 入札・契約

(1) 公告等及び入札参加希望者への周知

各発注者は、次の内容を記載することにより入札参加希望者に周知するものとする。

① 公告等への記載

以下に該当するものに、 内の文を記載するものとする。

一般競争入札の場合 ：入札公告及び入札説明書

公募型指名競争入札の場合：揭示及び技術資料作成要領

工事希望型競争入札の場合：送付資料

（記載例）

（○）本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

② 特記仕様書への記載

特記仕様書に、以下の 内の文を記載するものとする。

（記載例）

第○条 部分払について

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

(2) 部分払の回数

- ① 本方式の実施に当たっては、受注者が工期の始期日以降出来高に応じて部分払の請求が可能なように、工事請負契約書第38条に必要事項を記入するものとする。
なお、部分払請求については部分払請求の上限回数内で受注者が工種や工区の区切りなどにも留意しながら請求することができるものである。
- ② 工事請負契約書第38条第1項の部分払請求の上限回数について
部分払請求の上限回数＝工期／90（端数は切捨てとする。）
- ③ 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約の工事請負契約書第42条第3項の部分払請求の上限回数について
各会計年度の部分払請求の上限回数＝各会計年度の工期／90（端数は切捨てとする。）
ただし、初年度においては年度末の部分払を考慮して、上記式で算定した上限回数が4になる場合を除き、上限回数に1を加える。

5 前払金の扱い

工事請負契約書第35条に示されている前払金の支払については、以下によるものとする。

(1) 前払金の範囲

受注者は、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を請求することができるものとする。

※ 国債に係る契約の場合の請負代金額と前払金の支払請求時期については、工事請負契約書第41条によるものとする。

(2) 前払金の支払方法

本方式による場合は、以下の条項を用いるものとする。

工事請負契約書

（前金払）

- 第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
 - 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により請求された前払金額が請負代金額の10分の2に相当する額を超えるときは、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に請負代金額の10分の2に相当する額の前払金を支払うものとする。
 - 5 受注者は、前項の規定により前払金の支払いがされた場合において、第1項の規定により請求した前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当

する額の前払金の支払いを受けるための請求をしようとするときは、あらかじめ、工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受ける、若しくは、工期が121日以上（ただし、工期270日以下の工事については、61日以上）経過していなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、工事着手時において、第20条による工事の中止がある場合には、中止期間は除いて経過日数を算定するものとする。

- 6 発注者は、前項の認定の結果を受注者に通知した以降、同項の規定による前払金の支払いを受けるための請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に第1項の規定により請求を受けた前払金額から支払済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金を支払わなければならない。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項から第6項までの規定を準用する。
- 8 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金の10分の5を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 9 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 10 発注者は、受注者が第8項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

※ 国債に係る契約の場合、第41条第1項文末に下記条文を追加する。

「また、第35条第5項の（ ）内の「工期270日以下の工事」は「国債に係る契約の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の工事及び国債に係る契約の中間年度の工事」に読み替えるものとする。」

（保証契約の変更）

- 第36条 受注者は、前条第7項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなけれ

ばならない。

3 受注者は、第1項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(3) その他

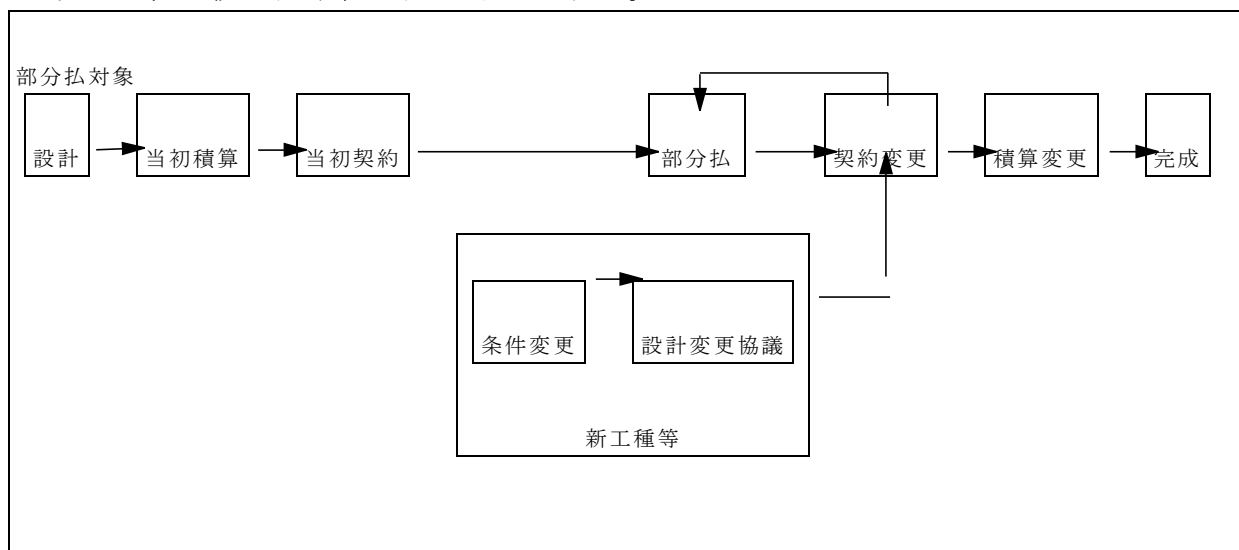
前払金の請求及び要件具備の認定様式は、別紙1～4を参考として実施するものとする。

6 部分払

(1) 部分払の対象

部分払の対象は、工事請負契約書第38条第1項により行うものとする。

なお、新工種に係る部分及び変更減が予定されている部分については、変更契約により当該工種の追加・変更がされるまではその部分を部分払の対象とすることができない。この場合、部分払の対象とする部分に限定して数量等を確認し契約変更を行うなど、手続の簡素化を図るものとする。



(2) 工事出来高報告書等の作成（請負代金相当額の算出）

工事出来高報告書等の作成は、従来どおりの手続により実施するものとする。

(3) 下請業者への支払いに対する指導

発注者は受注者に、一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うよう指導するものとする。

現場説明書等の指導事項への記載

現場説明書等の指導事項に、以下の¹⁾内の文を記載するものとする。

（記載例）

（○）一次下請業者への支払いについて

一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うものとする。

7 設計変更協議及び契約変更

設計変更協議及び契約変更に係る手続等は従来どおりとするものとする。

8 監督

監督業務は、従来どおり実施するものとする。

9 検査

(1) 検査職員

検査を行う職員（以下「検査職員」という。）の任命は従来どおりとする。ただし、同一工事における各検査（既済部分、完成、中間技術）（以下「各検査」という。）の検査職員の任命に当たっては、検査の重複を極力避けるため、できる限り同一の検査職員を任命するものとする。

(2) 検査の実施

① 既済部分検査

既済部分検査前に実施された各検査で確認した内容については、検査対象としないものとする。

なお、検査の実施に当たっては、中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化について（平成10年12月11日付け10経第1984号大臣官房経理課長通知）等に基づき行われているところであるが、既済部分検査の迅速化・効率化の観点から、以下の事項について改めて徹底を図るものとする。

- ・ 検査を実施する際には、工事請負契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。
- ・ 既済部分検査等を実施済みの工事目的物の部分については、工事の完成を確認するための検査を、当該既済部分検査後の変状を目視により確認すること等により行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等に際しては、現場の清掃、片付け等の実施を受注者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではないものとする。
- ・ 既済部分検査等の対象資料として準備を求めるもののうち、別途定めるものについては、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代替する方法をもって検査を行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等においては、検査当日中に写真による確認を行う必要のある場合を除き、完成写真部分の提出は後日とすることができることとする。この場合、完成写真に代わる完成状況の確認は現場での目視等によって行うこととする。
- ・ 既済部分検査等においては、工事写真についてネガ等原本の整備状況や提出対象とするもの以外の写真の整理状況を問わないものとする。
- ・ 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- ・ 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

② 完成検査

従来どおりの方法により実施するものとする。

③ 中間技術検査

中間技術検査を実施する場合は、従来どおりの方法により実施するものとする。

なお、この技術検査の時期に合わせて既済部分検査を行うことにより効率化が図られる。

附 則

本要領は、平成 21 年 4 月 1 日以降手続を開始する契約から適用する。

官署支出官等 殿

受注者

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

前 払 金 請 求 書

¥

ただし、令和○年度 ○○○○○工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

上記のとおり請求します。

なお、受領の方法については、工事請負契約書第35条第4項及び第6項の規定に基づき受領いたします。

※ 別紙2は2割を超える場合に本前払金請求書とともに提出すること。

別紙3については、本工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であること又は工期121日以上経過（ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過）していることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受け、認定通知書を受理した後、直ちに発注者に提出すること。

※ 前払金請求書（全体請求書40%以内）は契約原本として保管。別紙2及び3は、支払に使用。

※ 前払金保証書は1回作成する。（2回作成する必要はない。）

官署支出官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

前 払 金 請 求 書 （ I ）

¥ (工事請負契約書第35条第 4 項の請求金額)

ただし、令和〇年度 ○○○○○工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

指定振込銀行		預金種別	口座番号
ふりがな			
口 座 名 義			

官署支出官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

前 払 金 請 求 書 （Ⅱ）

¥ (工事請負契約書第35条第 6 項の請求金額)

ただし、令和〇年度 ○〇〇〇〇工事

- 1．請 負 代 金 額 ¥
- 2．前 払 金 請 求 額 ¥
- 3．受領済前払金額 ¥
- 4．未受領前払金額 ¥

指定振込銀行		預金種別	口座番号
ふりがな			
口 座 名 義			

令和 年 月 日

契約担当官等 殿

受注者

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

出 来 高

工 事 期 間

認 定 請 求 書

1. 工 事 名 令和○年度 ○○○○○工事

2. 工 事 場 所

3. 請負代金額 ￥

4. 工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

上記の工事について、工事請負契約書第35条第5項の要件を具備しておりますので、認定されるよう請求します。

（注意）出来高認定資料（出来高報告書、履行報告書等）を添付すること。（請負代金額の10分の2以上の場合）

工事工程表を添付すること。（工期121日以上経過（ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過）の場合）

認 定 通 知 書

上記工事について認定したので通知する。

令和 年 月 日

受注者 殿

（契約担当官等の官職氏名）

令和8年度 河南二期農業水利事業
三郡幹線用水路(その1)工事

図 面 目 録

図面番号	図面名称	枚数	備考
		当初	
1	位置図	1	
2 - 1 / 3	平面縦断図 (1/3)	1	
2 - 2 / 3	平面縦断図 (2/3)	1	
2 - 3 / 3	平面縦断図 (3/3)	1	
3	補修展開図 1号サイホン	1	
4	補修展開図 和測分水工	1	
5 - 1 / 8	補修展開図 2号サイホンパイプ(1/8)	1	
5 - 2 / 8	補修展開図 2号サイホンパイプ(2/8)	1	
5 - 3 / 8	補修展開図 2号サイホンパイプ(3/8)	1	
5 - 4 / 8	補修展開図 2号サイホンパイプ(4/8)	1	
5 - 5 / 8	補修展開図 2号サイホンパイプ(5/8)	1	
5 - 6 / 8	補修展開図 2号サイホンパイプ(6/8)	1	
5 - 7 / 8	補修展開図 2号サイホンパイプ(7/8)	1	
5 - 8 / 8	補修展開図 2号サイホンパイプ(8/8)	1	
6 - 1 / 3	補修工標準図 (1/3)	1	
6 - 2 / 3	補修工標準図 (2/3)	1	
6 - 3 / 3	補修工標準図 (3/3)	1	
7	2号サイホン末端改修計画図	1	
8 - 1 / 2	2号サイホン末端改修計画詳細図 (1/2)	1	
8 - 2 / 2	2号サイホン末端改修計画詳細図 (2/2)	1	
9 - 1 / 2	2号サイホン末端改修仮設計画図 (1/2)	1	
9 - 2 / 2	2号サイホン末端改修仮設計画図 (2/2)	1	
10	中埵分水工平面図	1	
11	中埵分水工 構造物撤去図	1	
12	中埵分水工 嵩上工および底版増打ち工 標準図	1	
13	中埵分水工嵩上 配筋図	1	
14	中埵分水工底版増打ち 配筋図	1	
合計		27	